

【子供の養育・就学を支援してほしい】

支援策の名称	8 教科書等の無償給与(災害救助法)
支援の種類	現物支給
支援の内容	●災害救助法に基づく学用品の給付は、災害により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給します。
活用できる方	●災害救助法が適用された市町村において、住宅に被害を受け学用品を失った小・中学校、高等学校等の児童・生徒(特別支援学校、養護学校の小学児童及び中学部生徒、中等教育学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒を含む)が対象です。
お問合せ先	教育委員会学校教育課 024-577-3249

支援策の名称	9 小・中学校の就学援助措置
支援の種類	給付
支援の内容	●災害による経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、学用品費、通学費、学校給食費等を援助します。
活用できる方	●要保護世帯、準要保護世帯(市町村が要保護世帯に準ずる程度に困窮していると認めた世帯)
お問合せ先	教育委員会学校教育課 024-577-3249

支援策の名称	10 高等学校授業料減免措置
支援の種類	減免・猶予
支援の内容	●災害による経済的な理由によって授業料等の納付が困難な生徒を対象に、授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料等の徴収猶予又は減額、免除します。
活用できる方	●地方公共団体の長が天災その他特別の事情のある場合において減免を必要とすると認める方が対象です。
お問合せ先	福島県教育庁財務課 024-521-7754